

墨田区のお知らせ2014.9.21

すみだ

発行：墨田区(子育て支援課) ☎5608-6084 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、区および区職員との協働・協治を表すものです。

子ども・子育て支援新制度特集号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

平成27年4月から開始予定です 子ども・子育て支援新制度



平成24年8月に、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律)が国会で成立し公布されました。この3法に基づき、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が、27年4月から全国で始まる予定です。本特集号ではこの新制度の内容や、開始に向けた区での取組状況等についてお知らせします。



すみだの子どもたちの幸せをめざして

新制度の「3つのポイント」

現在、都市部を中心に、保育所等の待機児童の増加や家庭・地域における子育て力の低下など、子育てを

取り巻く様々な問題が深刻化しています。このような問題の解決に向け、新制度は主に次の3つのポイントを柱として実施されます。

【問合せ】子育て支援課子育て計画担当 ☎5608-6084

ポイント① 保育の量的拡大・確保

子育て世代のニーズや人口推計等を勘案したうえで、認可保育所や認定こども園等を計画的に整備します。

また、少人数の子どもを預かる小規模保育事業等の地域型保育事業も取り入れ、待機児童の解消をめざします。

地域型保育事業とは？

0歳～2歳の子どもを対象に、就労等のため家庭で保育できない保護者に代わって少人数の子どもを保育する事業で、全部で4種類あります。

事業名	事業内容
家庭的保育事業(保育ママ)	家庭的な雰囲気の中で、きめ細かな保育を実施する事業(定員5人以下)
小規模保育事業	家庭的保育事業に近い雰囲気の中で、きめ細かな保育を実施する事業(定員6人～19人)
事業所内保育事業	事業所内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に受け入れて保育を実施する事業
居宅訪問型保育事業	病気や障害等の理由により保育所等での保育が困難な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業

ポイント② 地域子ども・子育て支援事業の充実

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をめざ

し、ニーズに応じた多様な子育て支援事業の充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業とは？

在宅で子育てをしている家庭を含めた、全ての子育て家庭をニーズに応じて支援する事業で、全部で13種類あります。

▶利用者支援事業	▶ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
▶地域子育て支援拠点事業	▶延長保育事業
▶妊婦健康診査	▶病児・病後児保育事業
▶乳児家庭全戸訪問事業	▶放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
▶養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他、要保護児童等の支援に資する事業)	▶実費徴収に係る補足給付を行う事業
▶子育て短期支援事業	▶多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
▶一時預かり事業	

ポイント③ 「認定こども園」の普及促進

認定こども園とは？

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、教育・保育と地域における子育て支援を総合的に提供する施設です。

幼稚園

3歳～就学前の子どもを対象に幼児教育を実施



+

保育所

0歳～5歳の保育を必要とする子どもを対象に保育を実施



⇒

認定こども園

- ▶0歳～5歳の子どもを対象に、教育・保育を一体的に実施
- ▶保護者の就労状況にかかわらず利用でき、就労状況が変わった場合でも継続利用が可能

幼児期の教育と保育を一体的に提供する認定こども園を広く普及するため、区内の認可保育所等の認定こども園化を進めていきます。

子ども・子育て支援新制度で

■教育・保育施設の利用には「保育の必要性」の認定申請が必要となります

これまでの制度では、保育所の入所要件であった「保育に欠けること」の認定を、入所判定の際に一体的に行っていました。新制度では、「保育に欠けること」に代わり、「保育の必要性」の認定を入所判定とは独立した手続として行っていきます。また、新制度においては、保育に欠ける・欠けないにかかわらず、教育・保育の利用を希望する全ての保護者が申請できるようになります。

そのほか、これまで、「同居の親族等が保育できないこと」が保育所の入所要件でしたが、新制度では「同居の親族等が保育することができる場合、その優先度を調整することができる」こととなり、保育を申し込む際の実居親族等の位置付けが変更になりました。

■「保育の必要性」が認定されるための事由

- ▶ 保護者が仕事をしている場合（フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務、自営業等の居宅内労働など、すべての就労形態を含む）
- ▶ 保護者が病気であるか、または心身に障害のある場合
- ▶ 保護者が同居または長期入院等をしている親族を常時介護・看護している場合
- ▶ 保護者が妊娠中であるか、または出産後間がない場合
- ▶ 保護者が震災、風水害、火災、その他の災害復旧活動をしている場合
- ▶ 保護者が求職活動中である場合（起業準備中を含む）
- ▶ 保護者が就学中である場合（職業訓練校等における職業訓練中を含む）
- ▶ 児童虐待やドメスティックバイオレンス（DV）を受けているか、または受けるおそれがある場合
- ▶ 保護者が育児休業を取得する際に、すでに認可保育所等を利用している子どもがいて、継続して利用することが必要である場合
- ▶ その他、上記に類する状態として墨田区が認める場合

■3つの認定区分によって利用できる施設等が異なります

「保育の必要性」は3つの認定区分に分かれます。保護者はこの認定区分に応じた利用可能な施設等（認定こども園、幼稚園、保育所、

地域型保育事業等）から、希望に基づき施設・事業を選択することとなります。

■対象および認定区分等

対象	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設・事業
3歳以上で就学前の子ども	なし	1号認定（教育標準時間認定）	幼稚園、認定こども園
	あり	2号認定（保育認定）	保育所、認定こども園
3歳未満の子ども	あり	3号認定（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育事業

- ① 墨田区立幼稚園は現状のまま新制度に移行する予定ですが、私立幼稚園については、新制度に移行する園と現行制度を継続する園とがあり、今後、各園の判断においていずれかを選択することとなります。
- ② 教育標準時間認定とは、1日3時間～4時間程度の幼児教育の時間のことです。
- ③ 墨田区立幼稚園は4歳児・5歳児の2年保育のため、4歳から就学前までの子どもが1号認定となります。

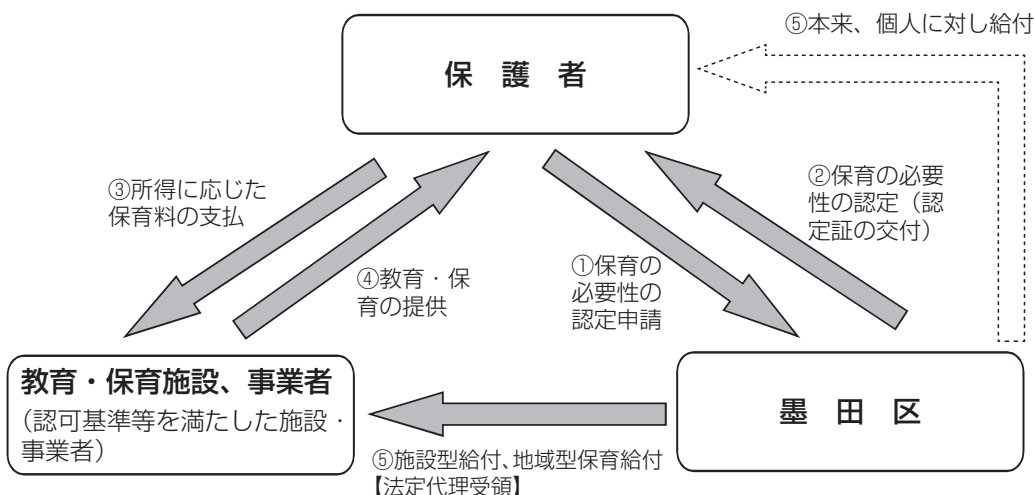
💡 2号認定または3号認定を受ける場合、保育の必要量によって、さらに「保育標準時間」か「保育短時間」の利用区分に分けられます。

- ▶ 「保育標準時間」利用
主にフルタイム勤務を想定した利用で、利用可能時間は最長11時間です。
- ▶ 「保育短時間」利用
主にパートタイム勤務を想定した利用で、利用可能時間は最長8時間です。

- ④ それぞれ上記の保育時間を超える利用については、「延長保育事業」で対応することとなります。
- ⑤ 保育短時間利用の対象となる保護者の就労時間の下限は、1か月あたり48時間です。

■公的給付の仕組みが変わります

これまで幼稚園や保育所等へ個別に行われてきた公的な財政支援が、幼稚園、保育所、認定こども園に共通で創設される「施設型給付」へ一本化されます（ただし、新制度に移行しない私立幼稚園を除きます）。また、地域型保育事業については「地域型保育給付」が創設されますので、今後、小規模保育事業等も公的な財政支援の対象となります。これらの給付は本来、保護者への個人給付ですが、公費を確実に教育・保育に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり区から給付を受け（法定代理受領制度）、利用者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。



- ① 幼稚園の場合は、園を通じて保育の必要性の認定を申請することになります。
- ② 認可保育所の場合は保護者と区との契約になり、保育料の徴収は区が行います。

何が変わるの？

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、幼児期の教育・保育の仕組みや利用手続等が変わります。2・3面では、現在の制度からの主な変更点をお知らせします。

■新規での入園・入所等の手続方法が変わります

これまで、幼稚園への入園を希望する場合は施設に直接申し込み、保育所への入所を希望する場合は区の窓口で申請する仕組みでした。

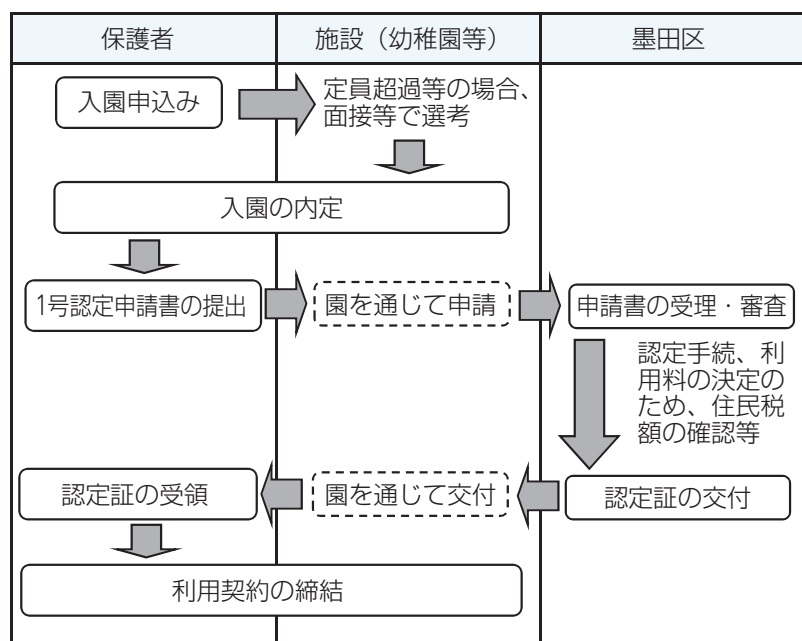
新制度では、幼稚園（新制度に移行する園）や認定こども園（3歳以上の教育機能部分）への

入園を希望する場合は、希望する園へ直接入園申し込みを行い、入園が内定した後にその園を通じて保育の必要性の認定を受け、施設を利用していただくことになります。（左下表参照）

一方、保育所や認定こども園（保育機能部分）

への入所を希望する場合は、まず区に保育の必要性の認定を申請のうえ、認定を受けていただきます。その後、認定区分や保育の必要量に応じて希望に合った施設や事業の利用申し込みをしていただくことになります。（右下表参照）

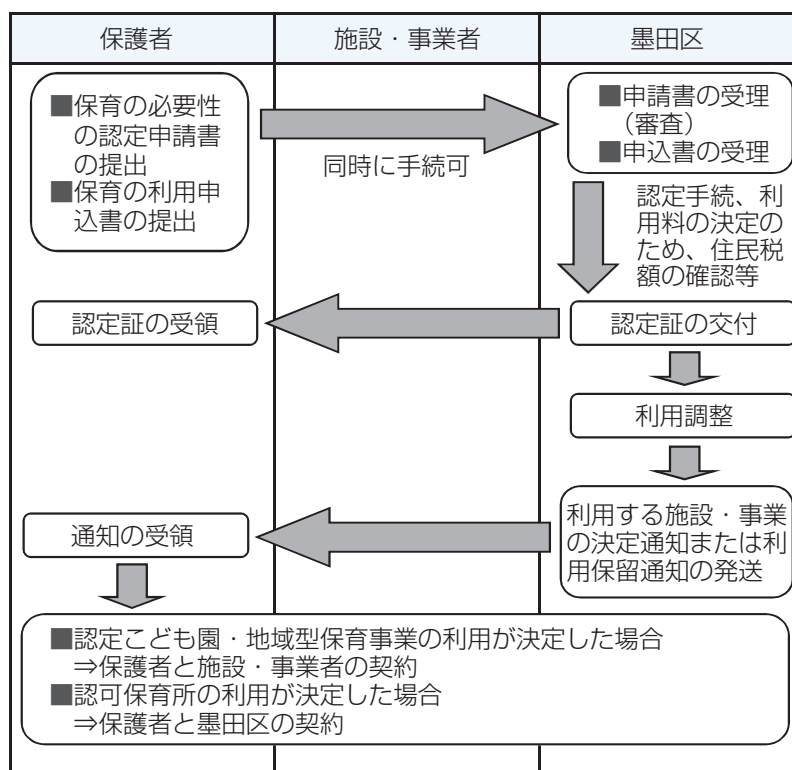
■幼稚園等を利用希望する場合の認定手続（1号認定）



① 私立幼稚園のうち新制度に移行しない園の利用手続は、現行どおりで変更はありません。詳しくは、各園にお問い合わせください。



■保育所等を利用希望する場合の認定手続（2号・3号認定）



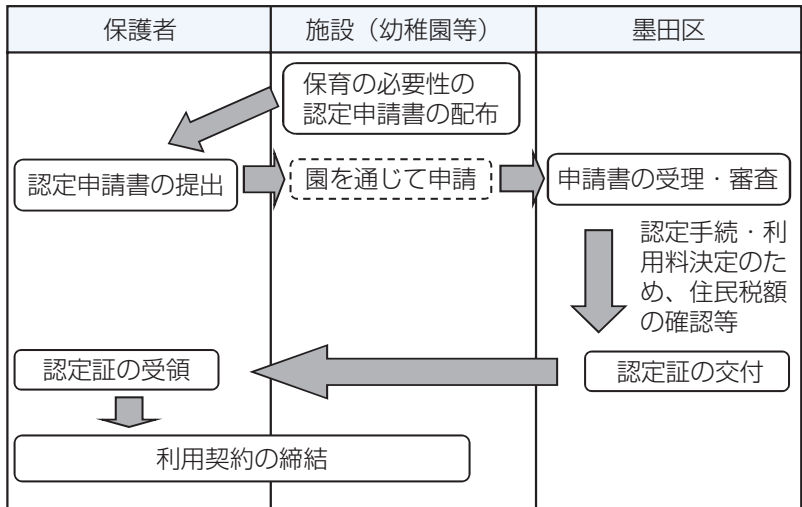
② 利用調整とは、保育の必要性の認定申請書等の内容に基づき、利用申請者ごとの優先順位を選考基準により決定し、優先順位順で利用希望施設等へ利用決定者の振り分けを行う業務のことです。

③ 認定申請をしても、保育の必要性の認定事由に該当しないなど、認定証交付の要件を満たさない場合は、認定を必要とする教育・保育施設等を利用できません。

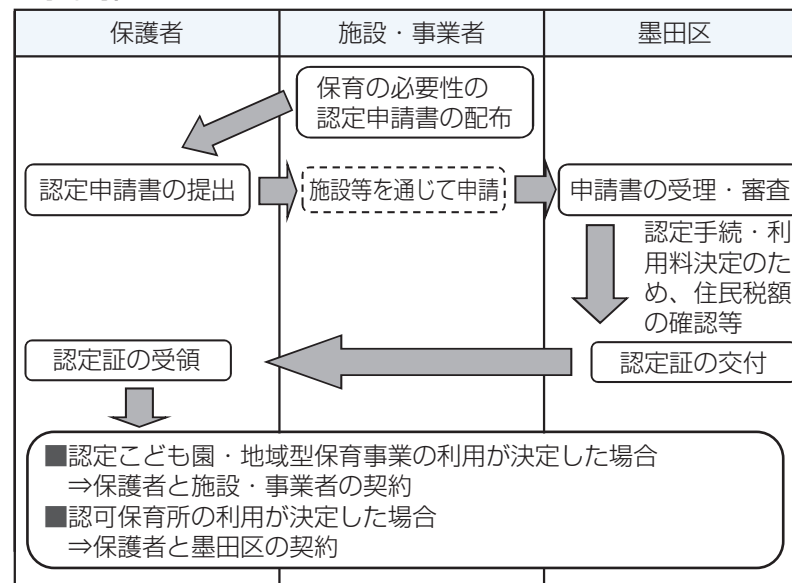
■引き続き27年4月以降も現在の施設等を利用する場合にも手続が必要です

基本的に現在の施設を継続して利用することができますが、区に保育の必要性の認定を申請のうえ、認定を受けていただく必要があります。

■1号認定を受けて利用する施設（幼稚園等）



■2号・3号認定を受けて利用する施設・事業者等（保育所・地域型保育事業等）



■所得に応じて利用料金（保育料）が異なります

現行制度における利用者負担の水準や利用者の所得に応じた負担（応能負担）を基本として、国が定める水準を上限に墨田区が利用料金を設

定します。詳しくは具体的な金額が決まり次第お知らせします。また、施設によっては、利用料金に加え、実費負担や上乗せ利用料が生じる

場合もあります。なお、新制度に移行しない幼稚園等については、今までどおり施設が利用料金を定めます。

今後のスケジュールと取組状況

皆さんのニーズを基に5年間の計画を策定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、各区市町村は、新制度を効果的かつ効率的に運用していくための5か年計画(平成27年度～31年度)を策定することとなっています。これにより、墨田区でも「(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、現在検討を進めています。

この計画の中で、昨年実施した「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」等の結果に基づいて、今後の教育・保育や事業の提供体制とその実施時期等を定めていきます。

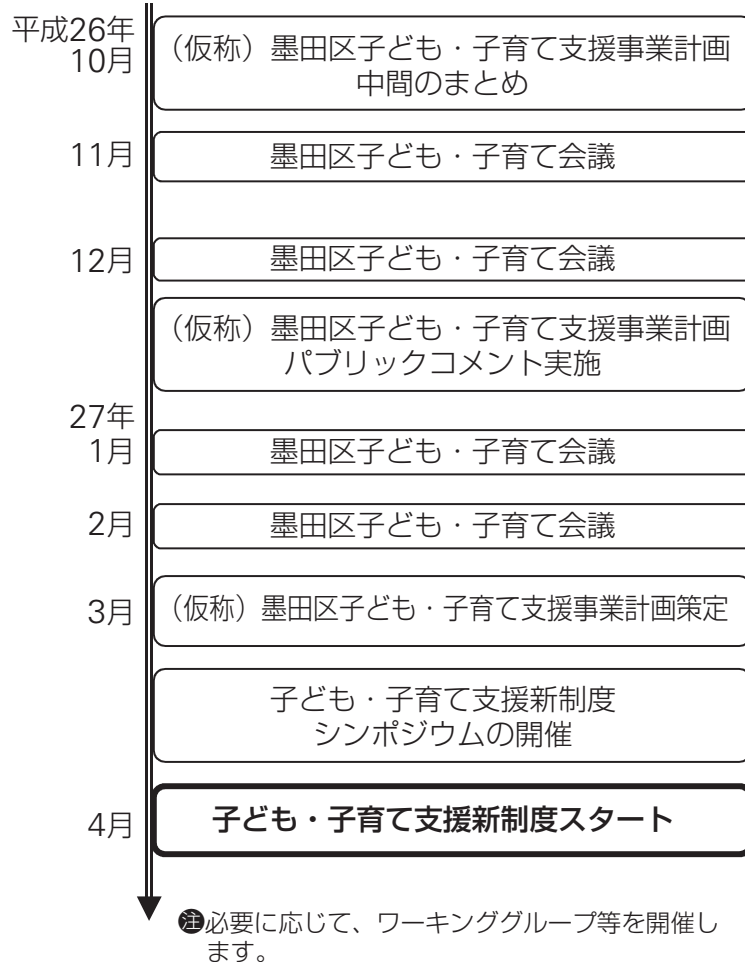
計画の策定にあたっては、進捗状況を区ホームページ等で随時、お知らせしていくほか、計画の内容について26年12月ごろに皆さんからご意見等を募集する予定です。

なお、26年度までの時限立法であった国の「次世代育成対策推進法」が10年間延長となったことから、事業計画は、これまでの「墨田区次世代育成支援行動計画」を新たに見直した計画と一体化した形式で策定していきます。



「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査」等の結果報告書および概要版は、子育て支援課(区役所4階)や区民情報コーナー(区役所1階)、各図書館、すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)等のほか、区ホームページで閲覧できます。

「(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画」の策定スケジュール(予定)



子ども・子育て会議で活発な議論を展開

区では、子ども・子育て支援新制度の円滑な導入をめざし、平成25年7月に「墨田区子ども・子育て会議」を発足しました。この会議は、学識経験者や関係団体の代表者のほか、公募による保護者(区民)など、合計28人の委員で構成され、現在、「(仮称)墨田区子ども・子育て支援事業計画」の策定等について、活発な議論を重ねています。

また、子ども・子育て会議には、個別的・具体的な課題を検討する場として、2つの部会(乳幼児ワーキンググループ・学齢ワーキンググループ)が設置されています。

委員の方々は、それぞれの専門分野や知識等に応じて、いずれかのワーキンググループに所属し、課題についてより深く熱心な議論を行っています。

平成26年度墨田区子ども・子育て会議開催状況

開催日	主な議題
4月15日(火)	▶教育・保育等に係る量の見込み ▶放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案
5月26日(月)	▶特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準案 ▶地域型保育事業の設備及び運営に関する基準案
6月30日(月)	教育・保育等に係る量の見込みと確保案
8月8日(金)	
9月30日(火)	(仮称) 墨田区子ども・子育て支援事業計画の骨子案

※その他、乳幼児ワーキンググループを8回、学齢ワーキンググループを5回開催しました。



会議で意見を交わす委員の皆さん

子ども・子育て会議やワーキンググループの傍聴を希望される方は、事前に子育て支援課子育て計画担当(区役所4階) ☎5608-6084へお申し込みください。



地域の協力で子どもたちの明るい未来を

墨田区子ども・子育て会議会長
大豆生田 啓友さん(玉川大学教育学部教授)

新制度の大きな目的の一つは、「子どもの最善の利益」を実現させることです。そのためには、私たち委員や事業者、行政が一丸となって取り組んでいく必要があります。また、何より地域のネットワークの充実も欠かすことができません。皆さんもぜひ、子どもたちの未来のために、できることから始めてみませんか。

子育て世代の“生の声”を届けていきます

墨田区子ども・子育て会議公募委員
佐藤 摩耶子さん(太平四丁目在住)

地域活動を通じて、自分自身の視野を広げたいと思い、公募委員に応募しました。この会議のすばらしさは、それぞれ違う分野の委員たちが、全員、子どもの視点に立って真剣に議論しているところです。今後も子育て世代の代表として、地域のママたちの“生の声”を会議の場で伝えていきたいと思っています。



新制度に関する主な問合せ先

- ▶子ども・子育て支援事業計画、墨田区子ども・子育て会議、認定こども園に関すること
=子育て支援課子育て計画担当 ☎5608-6084
 - ▶保育の必要性の認定、認可保育所等の入所手続・利用料金に関すること
=子ども課保育園入園係 ☎5608-6152
 - ▶区立幼稚園の入園手続・利用料金に関すること
=学務課事務担当 ☎5608-6303
 - ▶私立幼稚園の入園手続・利用料金に関すること
=子ども課保育担当 ☎5608-1253
- *新制度の詳細内容は、内閣府の子ども・子育て支援新制度ホームページをご覧ください。**

子ども・子育て支援新制度 利用者説明会

【とき】9月27日(土) 午前9時半～正午
*開場は午前9時**【ところ】**すみだリバーサイドホール2階イベントホール(区役所に併設)
【問合せ】子育て支援課子育て計画担当 ☎5608-6084 *来年度、幼稚園や保育所等を利用する保護者向けに各施設の特色等の説明も実施 *詳細は区ホームページを参照